

福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 4 号

福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

福島市職員の退職手当に関する条例（昭和37年条例第37号）の一部を次のように改正する。
附則第24項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。